



目 次

規 則	ページ
◎高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県公印規程の一部を改正する訓令	2
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程	4
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	5
告 示	
◎地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任 (行政管理課)	5
○私立各種学校の廃止の認可 (私学・大学支援課)	5
○医療法による医療安全支援センターの設置 (医療業務課)	5
◎高知県農業技術センター種苗配布規程の一部改正 (産業技術振興課)	5
○共同漁業権の免許 (漁業管理課)	5
○共同漁業権の消滅の登録 (")	6
○共同漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し (")	6
◎告示(測量業者登録簿高知県閲覧所の設置)の一部改正 (用地対策課)	7
◎高知県海岸管理条例による放置等を禁止する区域及び物件の指定 (海 岸 課)	7
◎告示(高知県会計規則第2条による出	

先機関及び取扱店の指定)の一部改正(会計企画課)	9
公 告	
○公印の新調 (県政情報課)	10
高知県議会告示	
◎告示(高知県議会常任委員会所管事項)の一部改正	11
高知県公安委員会告示	
○警備業法等の規定による診断を行う医師の指定	11
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の規定による診断を行う医師の指定	11
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	11

規 則

高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第43号

高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則

高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則(昭和40年高知県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「高知県土木部土地対策課内」を「高知県土木部用地対策課内」に改める。

第2条第1項中「第31条第1項及び第2項に規定する」を「第31条第1項各号に掲げる書類及び同条第2項の規定により送付を受けた」に、「午後5時」を「午後5時30分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第10号

本 庁
各出先機関

高知県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県公印規程の一部を改正する訓令

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中「出納長印、専用出納長印、出納長職務代理者印、専用出納長職務代理者印」を「会計管理者印、専用会計管理者印、会計管理者事務代理者印、専用会計管理者事務代理者印」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

別表知事印の項中

総務企画課長 企画調整課長 健康福祉企画課長 文化環境企画課長 商工労働企画課長 農山村振興課長 森づくり推進課長 水産経営指導課長 土木総務課長 港湾空港企画課長 出納課長	一般文書
---	------

を

総務企画課長 企画調整課長 危機管理	一般文書
--------------------------	------

課長
健康福祉
企画課長
文化環境
企画課長
商工労働
企画課長
観光振興
課長
農政企画
課長
森づくり
推進課長
漁業経営
課長
産業技術
振興課長
建設管理
課長
会計企画
課長

に、「人事企画課長」を「人事課長」に、「消防防災課長」を「消防政策課長」に改め、同表中出納長印の項、専用出納長印の項及び副出納長印の項を削り、

部長印	高 知 県 〇 〇 部 長 印	方21	”	総務企画課長 企画調整課長 健康福祉企画課長 文化環境企画課長 商工労働企画課長 農山村振興課長 土木総務課長	”
-----	-----------------------	-----	---	---	---

を

会計管理者印	高 知 県 会 計 管	方27	”	会計企画課長	”
--------	----------------	-----	---	--------	---

	理者印				
専用会計 管理者印	高知県会 計管理者印 送金専用	方15	”	”	送金通知 書の刷り 込み用
	高知県会 計管理者印 公金専用	方21	”	”	公金に関 する支払 並びに資 金及び基 金管理に 係る指定 金融機関 等への通 知用
部長印	高 知 県 〇 〇 部 長 印	方21	”	総務企画 課長 企画調整 課長 危機管理 課長 健康福祉 企画課長 文化環境 企画課長 商工労働 企画課長 観光振興 課長 農政企画 課長 森づくり 推進課長 漁業経営 課長 産業技術 振興課長 建設管理 課長	一般文書

会計管理 局長印	高 知 県 会 計 管 理 局 長 印	方21	”	会計企画 課長	”
-------------	---------------------------	-----	---	------------	---

に改め、局長印の項、理事印の項、委員長印の項、事務局長印の項及びスタッフ長印の項を削り、同表備考中「出納長職務代理者印及び専用出納長職務代理者印」を「会計管理者事務代理者印及び専用会計管理者事務代理者印」に、「出納長印及び専用出納長印」を「会計管理者印及び専用会計管理者印」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
議 会 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令
人 事 委 員 会 訓 令

- 高知県訓令第11号
- 高知県公営企業局訓令第1号
- 高知県議会訓令第2号
- 高知県教育委員会訓令第7号
- 高知県警察本部訓令第17号
- 高知県監査委員訓令第1号
- 高知県人事委員会訓令第2号

本 庁
 各 出 先 機 関
 労 働 委 員 会 事 務 局
 収 用 委 員 会 事 務 局
 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 議 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 各 教 育 機 関
 各 県 立 学 校
 警 察 本 部
 警 察 署
 監 査 委 員 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程を次のように定める。

平成19年4月1日

高知県知事	橋本 大二郎
高知県公営企業局長	中澤 彰穂
高知県議会議長	土森 正典
高知県教育委員会委員長	宮地 彌典
高知県警察本部長	鈴木 基久
高知県代表監査委員	奴田原 訂
高知県人事委員会委員長	起塚 昌明

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、県庁ネットワークを利用する所属における情報セキュリティを確保するための基本的な方針を定めること

により、情報資産を適切に取り扱い、県民からの信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンピュータ 高知県電子計算機運営規程(平成6年4月高知県訓令第8号)第2条第1号に規定する電子計算機その他の演算、記憶、制御及び入出力の各機能を有する装置及び機器をいう。
 - (2) 記録媒体 情報を記録するために用いるフロッピーディスク、磁気ディスク、光ディスク等の媒体をいう。
 - (3) 情報 職員が職務上作成し、又は取得したものであって、高知県電子計算機運営規程第2条第6号に規定するデータのうちコンピュータ及び記録媒体に記録されたものをいう。
 - (4) 県庁ネットワーク 高知県基幹ネットワーク運営管理規程(平成15年4月高知県訓令第8号)第2条第1号アに規定する県庁ネットワーク及びこれに接続する同条第2号に規定する個別ネットワーク(高知県基幹ネットワーク運営管理規程第16条第1項の規定に基づき接続されるネットワークを含む。)をいう。
 - (5) 情報システム コンピュータ、県庁ネットワークを構成する装置及び機器、プログラム等(第6条において「機器等」という。)の全部又は一部により構成される、情報を処理するための仕組みをいう。
 - (6) 情報資産 知事が管理する情報システム及び当該情報システムで利用される情報をいう。
 - (7) 機密性 権限のない者への情報の漏えいを防止し、情報の機密を守ることをいう。
 - (8) 完全性 情報の改ざん、破壊等による被害を防止し、正確かつ完全であることをいう。
 - (9) 可用性 権限のある者が、必要な時にいつでも情報資産を利用できることをいう。
 - (10) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (職員の責務)

第3条 職員は、法令及びこの規程を守り、情報資産の適切な管理に努めなければならない。

2 職員は、情報資産を取り扱う事務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、法令及びこの規程を守らせるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティ委員会)

第4条 情報セキュリティに関する対策(以下「情報セキュリティ対策」という。)を総合的に推進し、及び情報セキュリティ対策に関する調整を行うため、情報セキュリティ委員会を置く。

2 前項の規定により置かれる情報セキュリティ委員会(第9条において「情報セキュリティ委員会」という。)に関し必要な事項は、別に定める高知県情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)によるものとする。

(情報資産の分類)

第5条 情報資産を管理し、又は利用する所属の長は、対策基準に定める重要性分類に応じてその管理する情報資産を分類し、その分類に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報セキュリティ対策)

第6条 情報資産を管理し、又は利用する所属の長は、情報漏えい、不正アクセス、災害、コンピュータウイルス感染その他の情報資産に障害を与える原因となるものから情報資産を守るため、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うものとする。

- (1) 職員の役割及び責任の明確化並びに情報セキュリティに関する教育等の実施
- (2) 機器等及び機器等を設置する施設への物理的な対策
- (3) 機器等への技術的な対策
- (4) コンピュータウイルスへの対策
- (5) 情報システムの開発、導入、保守等における適切な措置
- (6) 情報資産への障害発生時における対応計画の策定

第7条 情報資産を管理し、又は利用する職員は、対策基準により情報セキュリティ対策を行わなければならない。

(情報セキュリティ実施手順)

第8条 情報システムを管理する者は、自らが管理する情報システムについての、対策基準に定める情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順をまとめた情報セキュリティ実施手順(以下この条において「実施手順」という。)を作成しなければならない。

2 情報システムを管理する者は、情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ対策の実施状況の点検を行い、必要に応じて実施手順の見直しを行うものとする。

3 情報システムを管理する者は、実施手順を公表しないものとする。

(情報セキュリティの監査)

第9条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証し、及び改善するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティの監査を実施するものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令
教育委員会訓令
警察本部訓令

高知県訓令第12号
高知県教育委員会訓令第8号
高知県警察本部訓令第18号

本 庁
各 出 先 機 関
教育委員会事務局
教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県警察本部長 鈴木 基久

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

訓令第14号
育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画振興部長」を「政策企画部長」に、「農林水産部長」を「農業振興部長」に、「農林水産部森林局長」を「森林部長」に、「農林水産部海洋局長」を「海洋部長」に改め、「土木部港湾空港局長」を削り、「広報課長」を「県政情報課長」に、「担い手支援課長」を「農業農村支援課長」に改め、「児童生徒支援課長」を削り、「体育スポーツ課長」を「体育スポーツ課長 人権教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任することとし、昭和31年11月高知県告示第570号（知事の権限に属する事務を委

任した者）及び昭和32年4月高知県告示第281号（知事の権限に属する事務を委任した者）は、廃止する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 委任する事務

電気事業関係、工業用水道事業関係及び病院事業関係の固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）第16条第1項の規定による固定資産所在の市町村に対する交付金の交付に関する事務

2 委任する相手方

高知県公営企業局長

3 委任する年月日

平成19年4月1日

高知県告示第249号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

学校名	設置者名	認可年月日
土佐編物技芸学校	下村 幸恵	平成19年3月31日
高原家庭料理学校	高原 佐吉	平成19年3月31日

高知県告示第250号

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項の規定により医療安全支援センターを設置したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 医療安全支援センターの名称

高知県医療安全支援センター

2 医療安全支援センターの所在地

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県健康福祉部医療業務課内

高知県告示第251号

高知県農業技術センター種苗配付規程（平成3年4月高知県告示第204号の4）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

第8条中「高知県農業技術センター山間試験部」を「高知県農業技術センター山間試験室」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

高知県告示第252号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、共同漁業権を次のとおり免許した。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

◎共同漁業権（第一種）（2件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期並びに制限又は条件	存続期間
平成19年4月1日	共 第 1,093号	室戸市室戸岬町 6810 番 地 152 室戸岬東漁業協同組合	平成18年12月高知県告示第785号のとおり	平成19年4月1日から平成25年8月31日まで
〃	共 第 1,094号	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第二種）（2件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期並びに制限又は条件	存続期間
平成19年4月1日	共 第 2,093号	室戸市室戸岬町 6810 番 地 152 室戸岬東漁業協同組合	平成18年12月高知県告示第785号のとおり	平成19年4月1日から平成25年8月31日まで
〃	共 第 2,094号	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第三種（つきいそ））（9件）

免許年月日	免許番号	漁場名	漁業権者	漁場の位置及び区域、漁業	存続期間
-------	------	-----	------	--------------	------

				の種類及び時期並びに制限又は条件	
平成19年4月1日	共 第 3,815号	コトイ出し	室戸市室戸岬町6810番地152 室戸岬東漁業協同組合	平成18年12月高知県告示第785号のとおり	平成19年4月1日から平成25年8月31日まで
〃	共 第 3,816号	丘の礁	〃	〃	〃
〃	共 第 3,817号	中の礁	〃	〃	〃
〃	共 第 3,818号	沖の礁	〃	〃	〃
〃	共 第 3,819号	しま丸沖	〃	〃	〃
〃	共 第 3,820号	しま丸	〃	〃	〃
〃	共 第 3,821号	深谷	〃	〃	〃
〃	共 第 3,822号	行当お市合せ	〃	〃	〃
〃	共 第 3,823号	じょうごえお市合せ	〃	〃	〃

高知県告示第253号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

◎共同漁業権

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成15年9月1日	共 第 1,009号	代表者 室戸市室戸岬町4728番地3地先 室戸岬東漁業協同組合 室戸市室津3368番地2 室戸漁業協同組合	共同漁業	放棄	平成19年4月1日
〃	共 第 1,010号	室戸市室津3368番地2 室戸漁業協同組合	〃	〃	〃
〃	共 第 2,009号	代表者 室戸市室戸岬町4728番地3地先 室戸岬東漁業協同組合 室戸市室津3368番地2 室戸漁業協同組合	〃	〃	〃
〃	共 第 2,010号	室戸市室津3368番地2 室戸漁業協同組合	〃	〃	〃
〃	共 第 3,519号	代表者 室戸市室津3368番地2 室戸漁業協同組合 室戸市室戸岬町4728番	〃	〃	〃

		地3地先 室戸岬東 漁業協同 組合			
〃	共 第 3,520号	室戸市室津3368番地2 室戸漁業協同組合	〃	〃	〃
〃	共 第 3,521号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,522号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,523号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,524号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,525号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,526号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,527号	〃	〃	〃	〃

高知県告示第254号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区の定めを次のとおり取り消した。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

◎共同漁業権

告示年月日	告示番号	免許番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成15年5月	高知県告示第327号	共 第 1,009号	共同漁業	放棄	平成19年4月1日

30日					
〃	〃	共 第 1,010 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 2,009 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 2,010 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,519 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,520 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,521 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,522 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,523 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,524 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,525 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,526 号	〃	〃	〃
〃	〃	共 第 3,527 号	〃	〃	〃

高知県告示第255号

平成4年4月高知県告示第213号の3（測量業者登録簿高知県閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

「高知県土木部用地管理課内」を「高知県土木部用地対策課内」に改める。

高知県告示第256号

高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）第5条の2第2項の規定により、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定する。

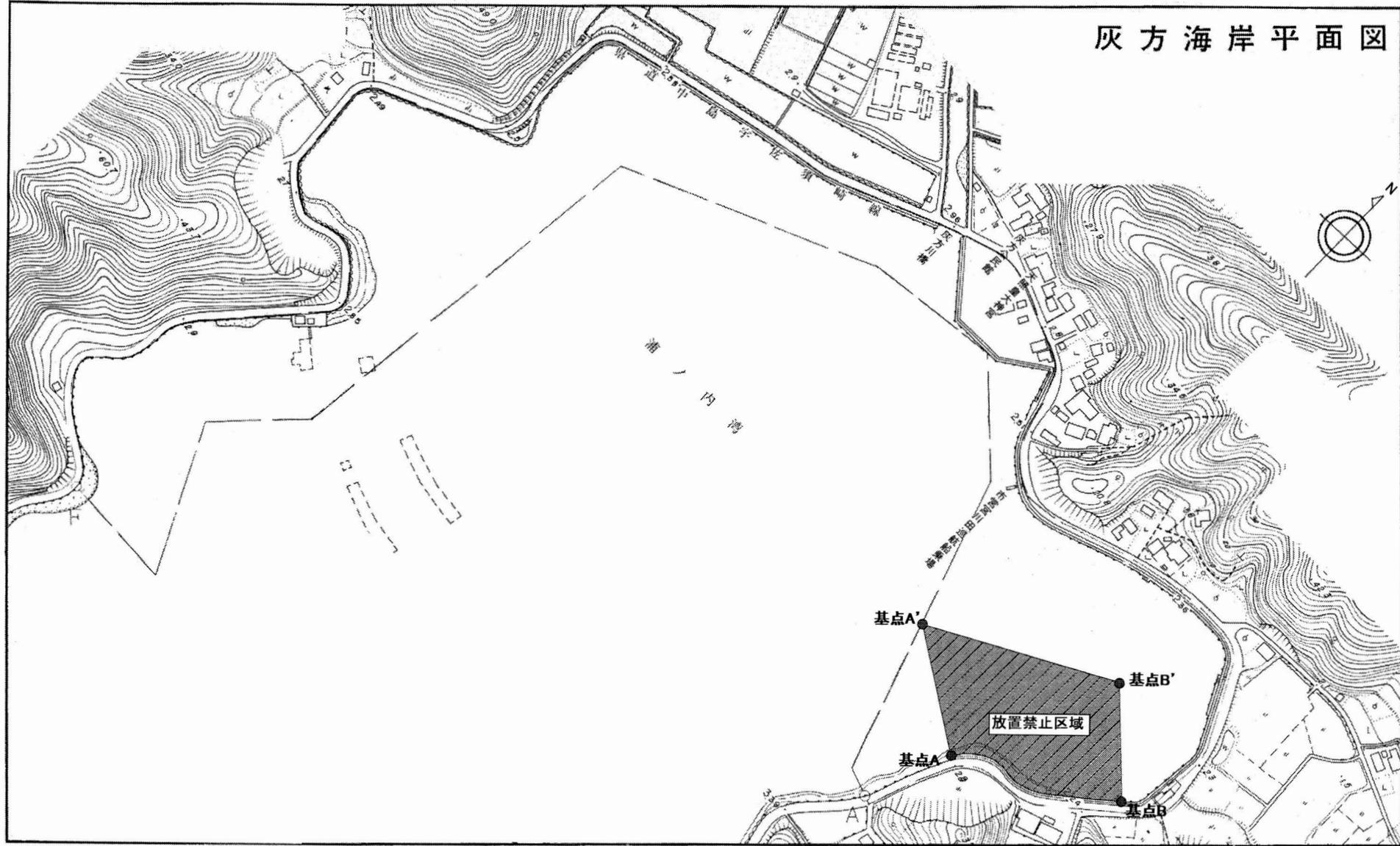
平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

海岸名	所在地	放置等禁止区域	放置等禁止物件
灰方海岸	須崎市浦ノ内灰方地先	須崎市浦ノ内灰方字横網代1158-3地先の点を基点A、基点Aから方位角300度、距離95メートルの点を基点A'、同市浦ノ内灰方字小少床79-2地先の点を基点B、基点Bから方位角315度、距離80メートルの点を基点B'とし、基点A、基点A'、基点B'及び基点Bを順次に直線で結んだ線並びに基点Bから基点Aまでの水際線により囲まれた海面（別図に示す区域）	船舶

別図

灰方海岸平面図



高知県告示第257号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

高知県東部家畜保健衛生所	安芸郡田野町	〃
高知県立中芸高等学校	〃 〃	〃

田野支店
〃」を

高知県立中芸高等学校	安芸郡田野町	〃
------------	--------	---

田野支店」に改め、

高知県立地域林業支援センター	〃 〃	〃
----------------	-----	---

〃」を削り、

高知県職員能力開発センター	高知市	〃
高知県立消費生活センター	〃	〃

県庁支店
旭支店」を

高知県立消費生活センター	高知市	〃
--------------	-----	---

旭支店」に改め、

高知城管理事務所	〃	〃
----------	---	---

〃」を削り、

高知県高知警察署	〃	〃
----------	---	---

〃」を

高知県高知警察署	〃	〃
----------	---	---

江ノ口支店」に、

〃	〃	〃
---	---	---

高知県心の教育センター	〃	〃	〃
高知県立総合看護専門学校	〃	〃	〃

〃」を

高知県心の教育センター	〃	〃	〃
高知県立総合看護専門学校	〃	〃	〃

県庁支店
大津支店」に改め、

高知県高南家畜保健衛生所	〃	〃	〃
--------------	---	---	---

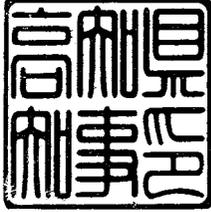
〃」を削り、「高知県幡多家畜保健衛生所」を「高知県西部家畜保健衛生所」に改める。

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、新調した公印を次のとおり公告する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

公印の種類	印 影	用 途	使用開始年月日
知 事 印 (管理者 危機 管理課長)		一般文書	平成19年4月1日
知 事 印 (管理者 観光 振興課長)		〃	〃
知 事 印 (管理者 産業 技術振興課長)		〃	〃

会計管理者印		〃	〃
専用会計管理者 印（公金専用）		公金に関する 支払並びに資 金及び資金管 理に係る指定 金融機関等へ の通知用	〃
専用会計管理者 印（送金専用）		送金通知書の 刷り込み用	〃
会計管理者事務 代理者印		一般文書	〃

議 会 告 示

高知県議会告示第2号

昭和38年7月高知県議会告示第2号(高知県議会常任委員会所管事項)の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

高知県議会議長 土森 正典

第1 総務委員会の所管事項の項中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同項の(2)中「出納局」を「会計管理局」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 危機管理部に関する事項

第2 文化厚生委員会の所管事項の項の(3)中「病院局」を「公営企業局」に改める。

第3 産業経済委員会の所管事項の項中(5)を(9)とし、(4)を(8)とし、(3)を(7)とし、(7)の前に次のように加える。

(4) 森林部に関する事項

(5) 海洋部に関する事項

(6) 産業技術部に関する事項

第3 産業経済委員会の所管事項の項の(2)中「農林水産部」を「農業振興部」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 観光部に関する事項

第4 企画建設委員会の所管事項の項の(1)中「企画振興部」を「政策企画部」に改め、同項中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第6号

警備業法(昭和47年法律第117号)第51条及び高知県警備業法施行規則(平成15年高知県公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成19年4月1日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

氏名	病院名	所在地	指定年月日
竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689番地1	平成19年4月1日
永野 修	渡川病院	四万十市具同2278番地1	平成19年4月1日

岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268番地	平成19年4月1日
------	------	-----------------	-----------

高知県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第41条の2及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年高知県公安委員会規則第1号)第2条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成19年4月1日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

氏名	病院名	所在地	指定年月日
竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689番地1	平成19年4月1日
永野 修	渡川病院	四万十市具同2278番地1	平成19年4月1日
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268番地	平成19年4月1日

高知県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成21年3月31日までとする。

平成19年4月1日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

住所	氏名	活動区域
高知市南宝永町5-23	井本 長治	高知地区
高知市万々352	大崎 忠勝	高知地区
高知市薊野西町一丁目7-4	小笠原悠旭	高知地区
高知市上町四丁目8-13	山岡 滋子	高知地区
高知市三園町283	三谷 貞子	高知地区
高知市帯屋町二丁目1-4	木山和三郎	高知地区

高知市本宮町18-3	松井 正	高知地区
高知市塩屋崎町二丁目10-38	石川枝美子	高知南地区
高知市潮新町一丁目6-10	岡本 友文	高知南地区
高知市朝倉丙380	三井 一士	高知南地区
高知市六泉寺町22	清岡 恭二	高知南地区

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。)別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。

2 高知南地区

条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。